

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
のときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 町の区域の新設等（地方課）
- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 県立自然公園の区域の変更（自然保護課）
- 県立自然公園の区域の公園計画の決定（〃）
- 県立自然公園の特別地域の指定（〃）
- 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
- 土地改良区の定款の変更の認可（〃）
- 入会林野整備計画の適否の決定（林務課）
- 保安林の指定の解除予定（造林課）
- 土地区画整理法による換地処分（都市計画課）
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体
- ◇ 教委告示  
教育委員会の招集（総務課）

## 告 示

### 鳥取県告示第三百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第三百三條第四項後段の規定による円護寺団地土地区画整理事業（第一工区）の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町  
の名称

同上の区域（昭和六十一年五月十五日現在の地番による。）

北園二丁目

円護寺字朽田三三四の四及びこれと一体をなす国有地  
 円護寺字妙見谷口三三六、三三七の一、三三七の二、三三八の一、三三八の二、三三九の二、三三九の三及びこれらと一体をなす国有地  
 円護寺字北谷口のうち三四一の一部、三五五以外の区域  
 円護寺字北谷三五六、三五七、三五七の一の一部、三六三、三六四の一から三六四の三まで、三六五及びこれらと一体

をなす国有地  
 円護寺字北谷小谷三六六から三六八まで、三六八の二の  
 一部、三六八の二の一部、三六九、三七〇、三七一の二及び  
 これらと一体をなす国有地  
 円護寺字妙見北側三七五、三七六の一部、三七七、三八一  
 の一部及びこれらと一体をなす国有地  
 円護寺字妙見谷川西三九〇の一部、三九一の二の一部、三  
 九一の二、三九二の一部、三九三の一部、三九三の二、三  
 九四、三九五、三九五の二、三九六から三九九まで、三九  
 九の二から三九九の三まで、四〇〇及びこれらと一体をな  
 す国有地  
 円護寺字妙見谷川東四〇一の二から四〇一の七まで、四〇  
 一の二の一部、四〇三の九、四〇四の一部、四一三の一  
 部、四一四の二、四一四の三の一部、四一四の四の一部、  
 四一四の五、四一七の一部及びこれらと一体をなす国有地  
 円護寺字妙見向平七四二の三の一部、七四二の五の一部、  
 七四三の二、七四四、七四五の二  
 円護寺字中尾七四六の一部、七四九の一部、七四九の二の  
 一部、七五〇の二の一部、七五〇の三の一部、七五〇の四、  
 七五〇の五の一部  
 円護寺字北谷山七五一の二、七五二の二、七五五の八、七  
 五五の二の一部、七五五の六の一部、七五五の七の一部、  
 七五五の六から七五五の六五まで、七五五の六六  
 の一部  
 覚寺字八反田一四二の二、一四三の二、一四三の三、一四  
 四の二から一四四の五まで、一四五から一四七まで、一四  
 七の二、一四八、一四八の二、一五一の二から一五一の三  
 まで、一五一の五及びこれらと一体をなす国有地  
 覚寺字庵ヶ崎一五二の二、一五二の六から一五二の五ま  
 で、一五二の七、一五二の八、一五二の九、一五二の二四、一五  
 四の二、一五五の二、一五七の二、一五七の六及びこれら  
 と一体をなす国有地

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（昭和六十一年五月十五日現在の地番による。）
円護寺字下屋敷 田	円護寺字下屋敷田の全域 覚寺字目当一二四の六
円護寺字朽田	円護寺字朽田のうち三三四の四及びこれと一体をなす国有 地以外の区域
円護寺字妙見谷 口	円護寺字妙見谷口のうち三三六、三三七の二、三三七の二、 三三八の二、三三八の二、三三九の二、三三九の三及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域
円護寺字北谷口	円護寺字北谷口三五五
円護寺字北谷	円護寺字北谷のうち三五六、三五七、三五七の二、三六三、 三六四の二から三六四の三まで、三六五及びこれらと一体 をなす国有地以外の区域
円護寺字北谷小 谷	円護寺字北谷小谷のうち三六六から三六八まで、三六八の 一、三六八の二、三六九、三七〇、三七一の二及びこれら と一体をなす国有地以外の区域
円護寺字妙見北 側	円護寺字妙見北側のうち三七五、三七六の一部、三七七、 三八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
円護寺字妙見谷 川西	円護寺字妙見谷川西のうち三九〇の一部、三九一の二の一 部、三九一の二、三九二の二、三九三の二の一部、三九三の二、 三九四、三九五、三九五の二、三九六から三九九まで、三 九九の二から三九九の三まで、四〇〇及びこれらと一体を なす国有地以外の区域
円護寺字妙見谷	円護寺字妙見谷川東のうち四〇一の二から四〇一の七まで、

川東

四〇一の二の一部、四〇三の九、四〇四の一部、四一三の一部、四一四の一、四一四の二の一部、四一四の三の一部、四一四の四、四一七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

平  
円護寺字妙見向

円護寺字妙見向平のうち七四二の三の一部、七四二の五の一部、七四三の二、七四四、七四五の二以外の区域  
円護寺字北谷小谷三六八の二の一部、三六八の二の一部  
円護寺字中尾七五〇の二の一部

円護寺字中尾

円護寺字中尾のうち七四六の一部、七四九の一部、七四九の二の一部、七五〇の二の一部、七五〇の三の一部、七五〇の四、七五〇の五の一部以外の区域

円護寺字北谷山

円護寺字北谷山のうち七五一の二、七五二の二、七五五の八、七五五の二の一部、七五五の六の一部、七五五の七の一部、七五五の六から七五五の六五まで、七五五の六六の一部以外の区域  
円護寺字北谷口三四一の一部  
円護寺字北谷三五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

覚寺字目当

覚寺字目当のうち二二四の六以外の区域

覚寺字八反田

覚寺字八反田のうち一四二の二、一四三の二、一四三の三、一四四の二から一四四の五まで、一四五から一四七まで、一四七の二、一四八、一四八の二、一五一の二から一五一の三まで、一五一の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

覚寺字庵ヶ崎

覚寺字庵ヶ崎のうち一五二の二、一五二の六から一五二の一五まで、一五二の二七、一五二の二九、一五二の二四、

一五四の二、一五五の二、一五七の二、一五七の二六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百八十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種別	図 書		発行記号等	表示された発行所名
		題	号		
2610	雑誌その他 の刊行物	結婚少女 春風の誘惑		HD- EB	テリス出版
2611	"	無惨女子高生		HD- Eカ	テリス出版
2612	"	ニアー Cream 恋の高みに連れてって!		NC- 6-G	テリス出版
2613	"	美少女通信 No. 1 9		BT- 6-G	Do 企画
2614	"	スプーン VOL. 3 恋にしがびれる美少女を急便		SP- 6-G	Do 企画
2615	"	ぬめる柔肌 甘いお話し		HD- E1	Do 企画
2616	"	Juicy		SJ- 6-G	童里夢社

2617	"	チエイス 体の中を指激が走る1	CS—G 6—1	童里夢社
2618	"	バスネル	HD—2	童里夢社
2619	"	「写真探偵団」9月号増刊 MEDIA PRESS	雑誌コー P144 12—9	三和出版株式会社
2620	"	劇画悦楽号1月増刊号 テラクション観き術	雑誌コー P036 80—1	株式会社サン出版
2621	"	実話時代1月増刊号 回教生	雑誌 1522 6—1	三和出版株式会社
2622	"	サ裏マガジン 5月号	雑誌コー P041 99—5	コナルト社
2623	"	ギヤルスアクション 5月号	雑誌 0258 3—5	考友社出版株式会社
2624	"	アップル通信 5月号	雑誌 0155 9—5	三和出版株式会社
2625	"	トップボーイプレス 5月号	雑誌コー P167 05—5	写考出版株式会社
2626	"	さくらんぼ通信 5月号	雑誌 1401 3—5	大洋図書
2627	"	ホレンジ通信 5月号	雑誌コー P021 89—5	株式会社東京三 社
2628	"	BODY PRESS 5月号	雑誌コー P181 17—5	白夜書房
2629	"	写真時代 5月号	雑誌コー P044 15—5	白夜書房
2630	"	VIDE PAL 5月号	雑誌コー P176 27—5	佛フロム出版
2631	"	漫画ストロング 5月号	雑誌 0369 3—5	佛笠倉出版社
2632	"	漫画ユーロピア 5月号	雑誌 0893 7—5	佛笠倉出版社

2633	"	漫画ラブレター 5月号	雑誌 1865 5—1	佛笠倉出版社
2634	"	漫画ラブロマニア 5月号	雑誌コー P183 93—5	株式会社齊電社
2635	"	漫画エロトラゾ 5月号	雑誌 1832 3—5	株式会社齊電社
2636	"	漫画アラザ 5月号	雑誌コー P078 13—5	株式会社齊電社

鳥取県告示第三百八十一号

鳥取県立自然公園条例（昭和三十六年三月鳥取県条例第二号）第四条に  
おいて準用する同条例第三条第一項の規定に基づき、次のとおり県立自然  
公園の区域を変更する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課並びに鹿野町役場及び青  
谷町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 区域を変更する県立自然公園の名称  
西因幡県立自然公園
- 二 変更に係る県立自然公園の区域  
追加する区域  
気高郡鹿野町大字鹿野、大字鷲峰及び大字河内並びに青谷町大字八  
葉寺、大字田原谷及び大谷紙屋の各一部

鳥取県告示第三百八十二号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第五条第一項の規定に基づき、昭和六十二年四月鳥取県告示第三百八十一号(県立自然公園の区域の変更について)による変更に係る西因幡県立自然公園の区域の公園計画を決定したので、同条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特別地域

1 第二種特別地域

気高郡鹿野町内国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区一一一林班、一一五林班及び一一六林班並びに青谷町大字八葉寺及び大字田原谷の各一部

2 第三種特別地域

気高郡鹿野町内国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区一二二林班及び一一五林班の各一部

二 単独施設

施設の種類

位置

展望施設

気高郡鹿野町大字鷲峰(鷲峰山)

野営場

気高郡鹿野町大字鷲峰(鷲峰山)

園地

気高郡青谷町大字田原谷(不動滝)

野営場

気高郡青谷町大字田原谷(不動滝)

休憩所

気高郡青谷町大字八葉寺(虎落滝)

休憩所

気高郡青谷町大字八葉寺(子守神社)

三 道路

歩道

路 線 名

区 間

中国自然歩道線

起点 気高郡鹿野町大字鷲峰(古仏谷)

終点 気高郡鹿野町大字河内(鷲峰山南麓)

鷲峰山登山線

起点 気高郡鹿野町大字鷲峰(町道鷲峰神社線終点)

終点 気高郡鹿野町大字鷲峰(鷲峰山頂)

八葉寺線

起点 気高郡青谷町大字八葉寺(町道早牛勝部線終点)

終点 気高郡青谷町大字八葉寺(虎落滝)

鳥取県告示第三百八十三号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第七条第一項の規定に基づき、西因幡県立自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課並びに鹿野町役場及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 第二種特別地域

気高郡鹿野町内国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区一一一林班、一一五林班及び一一六林班並びに青谷町大字八葉寺及び大字田原谷の各一部

二 第三種特別地域

気高郡鹿野町内国有林鳥取地域施業計画区鳥取事業区一二二林班及び一一五林班の各一部

鳥取県告示第三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	山崎周作	岩美郡岩美町大字長谷八六五
"	足立勝己	大字真名六七
"	大森博	大字馬場一一三
"	中島義規	大字岩井五三一―一
"	山下節	大字相山七七
"	中島武雄	大字岩井五七四

山口 哲 大字真名八三―二

中村 勲 大字長谷八〇九

賀山 勲 大字白地三一六

山本 豊 一四九

小林 太郎 大字馬場二五二―一

岡本 和太郎 大字白地五二一

高垣 好二 大字長谷七〇〇

小椋 幹雄 大字岩井六三七

昭和六十二年三月二十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山崎周作	岩美郡岩美町大字長谷八六五
"	足立勝己	大字真名六七
"	大森博	大字馬場一一三
"	山下節	大字相山七七
"	中島武雄	大字岩井五七四
"	山口 哲	大字真名八三―二
"	中村 勲	大字長谷八〇九
"	賀山 勲	大字白地三一六
"	土橋輝美	大字岩井四九三―一
"	大森彰稔	大字馬場八五
"	谷口良雄	大字相山三九
"	田中利己	大字白地三一二
監事	岡崎隆夫	四八三

〃 高垣好二 〃 大字長谷七〇〇  
〃 小椋幹雄 〃 大字岩井六三七

昭和六十二年三月二十九日就任 任期四年

鳥取県告示第三百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に  
基づき、日野川左岸土地改良区の定款の変更を昭和六十二年四月二十四日  
認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十六号

西伯郡大山町前三二前入会林野整備組合長松原叶から申請のあつ  
た前入会林野整備計画については、昭和六十二年三月二十七日適当と決定  
したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和  
四十一年法律第二百六十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示  
する。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

前入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年四月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期  
間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十  
六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市上福原字北浜温泉一八二六の四、一八二六の一〇、一八二六の  
一一、一八二六の一三

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から円護寺団地土地区画整理事業（第一工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、昭和六十二年四月一日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
明るい鳥取市政を築く会	広田 幸一	米井 悟	鳥取市富安一丁目一四
伊藤貞夫後援会	河本 勝利	小椋 孝	東伯郡関金町大字大鳥居四一八
井上彬後援会	宮近 均	福本 潔	倉吉市堺町三丁目一七
清水章夫後援会	谷本 和範	草信 博	倉吉市福庭三六五
下西を働かせよう会	若林 巖	甲斐せつ子	境港市朝日町三五
関金町清流の会	鐵本 政利	亀井 勇	東伯郡関金町大字安歩三〇一二
大日本愛国党鳥取県因幡支部	吉野 宏一	古市 昭	鳥取市永楽温泉町二二一六
谷口武後援会	西垣 勲	坂口 博	鳥取市南町四二五
中本実夫後援会	青木 恒	井田 克己	米子市尾高一二七一一
野田敬後援会	中瀬 巴	野田千代春	倉吉市巖城九一一
波多野俊爾後援会	清水 宝	石上 次郎	八頭郡家町大字西御門一五五一
浜崎芳宏美宏会	清水 利造	藤尾 美之	鳥取市美萩野二丁目一三三三
山根眸後援会	福本 司	大野 昌之	八頭郡家町大字福地四〇三



## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十二年四月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十二年五月一日(金)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 鳥取県教育課程審議会委員の任免について
  - 2 その他